

進学塾 深江学院 規約

第1条 目的

本規約は、株式会社ザ・ビッグスポーツが経営・運営する進学塾深江学院(以下「当塾」という)の利用に関して定めます。

第2条 当塾の目的

当塾は、専任スタッフ(以下、「講師」という。)による一貫した学習指導を行い、子供たち(以下、「塾生」という。)の学習意欲の向上、及び進学に必要な知識の習得、並びに心身の健やかな育成を図ることを目的とします。

第3条 入会資格

- 塾生は当塾の審査基準に適した方とし、次の各号の基準を満たしている方とします。
 - 当塾の規約、その他定めている諸規則を承認された方。
 - 当塾における集団行動を適切に行うことができ、他の塾生と協調し積極的に勉強に取り組むことができる方。
 - 健康状態に異常がなく、医師などから介添え等を必要とされておらず、当塾の利用を自立して行いうると認められた方。
 - 刺青・外ウー(大きさやファッション外ウーにかかわらず)をしていない方。
 - 暴力団関係者でない方。
 - 過去に当塾または他社が運営する塾等習い事において、いずれからも除名されたことがない方(ただし、当塾は、除名事由等を検討して、入会を認めることができる。)
 - 当塾が、入会に適すると判断した方。
- 前項第5号に規定する「暴力団関係者」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- 暴力団。
- 暴力団構成員(暴力団構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)
- 暴力団準構成員。
- 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者。
- その他前各号に準ずる者。

第4条 入会手続き

- 当塾に入会を希望する方は、本規約を当塾と締結していただきます。
- 当塾は、第1項に際して、本規約の契約書面を交付します。
- 当塾への入会金及び毎月の授業料等については、別紙「料金表」に定めています。
- 当塾に入会を希望する方は、当塾所定の入会申込書に必要事項を記入して入会手続きを行い、これを当塾が承認した上で入会手続きに必要な諸経費を支払った場合に入会手続きが完了したものとします。
- 入会手続き完了後、申込用紙等に記載した個人情報に変更があった場合には、必ず当塾に変更事項を届け出いただく必要があります。なお、塾生の過失による届出の遅延等が原因で発生した問題は当塾の過失が無い限り、当塾は損害賠償の責任を負わないものとします。
- 当塾は必要があると認める時は、入会手続きの際に、医師が作成した健康証明書の提出を求めことができ、健康申告書及び健康証明書の内容を踏まえ、当塾の利用を制限する場合があります。
- 当塾が入会手続きを承認した方は、入会手続き時に入会申込書に記載した利用開始日より塾生として登録した対象クラスの受講できるものとします。
- 未成年者の入会希望について、事前の保護者の同意を必要とします。入会を希望した未成年者と保護者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合保護者は、法令に定めがある場合を除き本規約等に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第5条 授業について

- 授業料・時間割等、授業に関する内容は別紙に定める通りとします。
- 授業の種類
 - 基本となる「平常授業」
 - 定期テスト前の「テスト対策」
 - 春夏冬の「季節講習」
 - 高校受験前の「受験対策・受験直前対策(中学3年生のみ)」
- 時間割(授業日程)

集団指導に限り、時間割表があります。なお、平常授業以外の時間割は事前に配布します。

第6条 諸経費

- 諸経費の内容
「入会金」「教材費」「授業料」「プリント代」「季節講習費」「テスト対策費」「受験対策費」「受験直前対策費」があります。料金は別紙「料金表」に記載しています。
- 諸経費の納入については、ゆうちょ銀行口座にて前月の末日に引き落としとなります。
- 前項2について、引き落とし日が土日祝日の場合には、翌営業日の引き落としとなります。
- 入会の当日から初回のお引き落とし日まで(2〜3ヶ月)の毎月の授業料等の諸経費は、現金でお支払いいただきます。
- 授業料等の諸経費の金額について、経済情勢の変動もしくは税制改正等の社会情勢の変化、施設の状況などその他の諸事情により改定する場合があります。ただし、改定する時には改定日の1ヶ月以上前までに当塾メール配信サービス等にて塾生とその保護者に告知します。
- 諸経費を3ヶ月以上滞納し、支払いの督促にも応じない場合には、会員資格を除名の上、会員資格を喪失します。

第7条 授業料

- 授業料は、別紙「料金表」を基に算出します。別途定めた料金表を基に算出します。
- 入会日が月の途中である場合、初月度の授業料に限り、初月度の指導回数から算出させていただきます。
- 無料体験授業の受講分は、初月度の授業料には含まれません。
- 授業料には、授業以外にも講師による塾生のための進路相談や面談・懇談費等が含まれます。この活動によりその後の学習活動への活力維持やより望ましい学習環境への助言等をサポートします。

第8条 季節講習

- 季節講習の受講には、別途費用が発生します。なお、各自の徴収金額については、別紙「料金表」より算出します。
- 季節講習の受講は、原則として全員参加とします。

第9条 遅刻・欠席

- やむを得ず授業を遅刻・欠席する場合は、必ず保護者がその旨を事前に連絡するものとします。
- 正当な理由なく無連絡で欠席が続いた場合には、講師が面談を行い、当塾に通い学習に励む意欲が確認できなかった場合には、第3条入会資格第1項第2号により、やむを得ず当塾を退会していただく場合があります。
- 本規約第3条入会資格第1項第2号による、当塾の集団的な円滑な授業の進行の目的のもと、当塾授業を遅刻・欠席した授業分については、理由の如何に係わらず振替授業を受付できないものとします。
※個別指導では、当日14時までのご連絡に限り振替授業を行います。

第10条 禁止事項

- 塾生は以下の行為をしてはいけません。
 - 当塾の利用に当たり、本規約その他当塾の定める諸規則を遵守せず、または、当塾の講師の指示または指導に従わないこと。
 - 他の塾生その他の当塾の利用者(以下「他の塾生等」という。)や講師等、当塾を誹謗中傷すること。
 - 他の塾生等や講師等を殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
 - 大声、奇声を発する行為や他の塾生等や講師等の行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
 - 物を投げる、壊す、叩く等、他の塾生等や講師等が恐怖を感じる危険な行為。
 - 当塾の施設・器具・備品の損壊や備付け備品の持出し。
 - 他の塾生等や講師等に対し、待伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
 - 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で講師等に迷惑を及ぼす行為。
 - 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
 - 刃物など危険物の塾内への持込み。
 - 塾内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
 - 高額な金銭、物の当塾への持込み。お菓子・ジュース・ゲーム・時計など学習に関係のないものの持ち込み。

- 許可なく当塾内を録画または録音する等、秩序を乱す行為。
- 当塾の利用に際して不当かつ不合理な要求を行うなどして当塾または講師等を著しく困惑させる行為。
- その他、当塾が塾生としてふさわしくないと認める行為。

第11条 退会

塾生が退会する場合は、最終受講月の20日までに保護者が当塾へ連絡し、最終受講日までに退会届を当塾に提出するものとします。20日が休校日の場合は前営業日とします。未納会費その他未納金がある場合には、これを完納して退会するものとします。なお、電話のみでの退会手続きの受付は一切しないものとします。

第12条 休校日・臨時休校

当塾の休校に関する取り決めを以下に定めます。

- 毎月の休校日は「行事予定」にまとめ、予め塾生に配布します。
- 天災・地変・あるいは台風等での災害や危険が予期される場合は安全のため、当塾を臨時休校する場合があります。
※原則として授業開始の90分前の時点で暴風警報・特別警報が発令されている場合。
- ウイルス感染症等の流行時など、やむを得ない理由により開校できない場合は、臨時休校とします。
※感染の疑いのある場合は通塾をご遠慮ください。また、学級(学年)閉鎖の場合、学校の規定に合わせ当塾も休校となります。
- その他、当塾の設備補修等のやむを得ない事由による場合は臨時休校する場合があります。
- 当塾は、第4項の場合、原則1ヶ月以上前までに塾生とその保護者に告知します。
- 当塾が、第2項、第3項の理由により当塾を休校した場合は、法令の定めまたは当塾が認める場合を除き、塾生が負担する授業料諸経費の支払義務が軽減されたり、または免除されることはないものとします。
- 第4項の理由により長期間休校した場合の授業料等の諸経費は以下の通りとします。

- 月間21日以上休校した場合は、授業料は徴収しません。
- 月間11日〜20日以内休校した場合は、授業料の50%を徴収します。
- 月間10日以内休校した場合は、所定の授業料を徴収します。

第13条 個人情報

- 当塾は、提供された個人情報を当社の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に則り法令遵守の上、厳正な取り扱いをするものとします。また、提供者に無断で目的外の利用や第三者に提供することはございません。
- 個人情報の利用目的
 - 当塾は、取得した個人情報を以下の目的のために利用させていただきます。
 - (ア)当塾のサービスを塾生に提供するため
 - (イ)各種ご連絡・ご案内のため
 - (ウ)塾生の本人確認のため
 - (エ)災害等の緊急事態が発生した際の連絡・対応のため
 - (オ)その他前各号の業務に付随する目的のため
 - 当塾は、本規約に記載した以外の用途で塾生の個人情報をやむを得ず利用する場合には、事前に本人から同意を求めるものとします。この場合の本人は、塾生の保護者(法定代理人)とします。
- その他、個人情報の第三者提供、委託、共同利用については、法令の定めにより厳正に取り扱いいたします。

第14条 諸規則について

- 本規約に定めのない事項ならびに当塾の運営上必要な事項は別途定め、塾生とその保護者に通知いたします。
- その他、必要に応じて円滑かつ安全な塾の利用並びに授業の実践のための事項を定め、その内容を塾生とその保護者に通知いたします。

第15条 除名または塾の利用禁止

- 塾生について、本規約第3条入会資格、第10条禁止事項に該当する行為が続いた場合など、やむを得ない事由が生じた場合、その塾生を除名することができます。また、前述に関連する事項について疑いが見受けられた場合には、当塾の講師が保護者と面談の上、当塾が判断を行うものとします。

第16条 塾生の会員資格の喪失

次の各項の事由が生じた場合、塾生は会員資格を喪失します。

- 塾生本人が死亡した時。
- 本規約第11条に定める退会手続きが完了した時。
- 本規約第15条に基づき除名された時。

第17条 免責

当塾を利用するにあたって発生した盗難・傷害・死亡・塾生同士のトラブルその他の事故によって、塾生等が受けた損害については、当塾の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当塾は一切損害賠償責任を負わないものとします。当塾は、塾生の当事者間の問題が原因で発生したトラブルには一切関与しないものとします。

第18条 損害賠償

- 塾生ならびに塾生が同伴した第三者が、当塾の利用に関連し発生させた人的・物的損害については、当塾は一切損害賠償の責は負いません。
- 塾生ならびに塾生が同伴した第三者が、当塾の利用に関連して自己の責に帰すべき事由により、当塾または他の塾生等第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

第19条 当塾からの契約解除

- 当塾はやむを得ない事情により、塾生との契約を解除する場合は書面にて会員に契約解除を通知するものとします。
- 授業料等の諸経費の返還は無利息となります。

第20条 本規約の改定

- 本規約の改正は、当塾が必要に応じてこれを行うものとし、その効力はすべての塾生に及びます。
- 本規約を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を当塾メール配信サービスとホームページにて塾生とその保護者に告知します。

第21条 本規約の発効

本規約は、2022年8月1日より発効する。